

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

令和3年6月25日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

- シート No. 1 …… 1
 - 1①農林水産物・食品の輸出促進
 - 6④戦略的輸出体制の整備
 - 8①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
- シート No. 2 …… 3
 - 2①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- シート No. 3 …… 5
 - 2②スマート農業の推進
 - 8⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進
- シート No. 4 …… 7
 - 2③新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- シート No. 5 …… 9
 - 2④農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- シート No. 6 ……10
 - 2⑤食品ロス削減の推進
- シート No. 7 ……11
 - 2⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
 - 6⑥チェックオフ導入の検討
 - 6⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
 - 6⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
 - 6⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
 - 8②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
- シート No. 8 ……13
 - 2⑦国産農水産物の輸出品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- シート No. 9 ……15
 - 2⑧食の安全と消費者の信頼の確保
 - 6⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入
 - 8⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化
- シート No. 10 ……17
 - 3①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- シート No. 11 ……18
 - 3②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
 - 6③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
 - 8⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進
- シート No. 12 ……20
 - 3③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
- シート No. 13 ……21
 - 3④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

6⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

○シート No. 14 ……23

3⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

6①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

○シート No. 15 ……25

4「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照

6⑩飼料用米を推進するための取組

8④水田農業における高収益作物等への転換

○シート No. 16 ……27

5農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照

○シート No. 17 ……29

6②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

8⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化

○シート No. 18 ……31

6⑦収入保険制度の導入

8⑩激甚化する自然災害への対応の強化

○シート No. 19 ……33

7①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進

6⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

8⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化

○シート No. 20 ……35

7②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり

○シート No. 21 ……36

7③優良事例の横展開・ネットワーク化

○シート No. 22 ……37

7④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

○シート No. 23 ……38

7⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化

○シート No. 24 ……39

7⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み

○シート No. 25 ……40

7⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

○シート No. 26 ……41

8③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化

○シート No. 27 ……42

8⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化

- シート No. 28 ……43
 - 9①新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
- シート No. 29 ……45
 - 9②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- シート No. 30 ……47
 - 9③木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- シート No. 31 ……49
 - 9④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
- シート No. 32 ……51
 - 10①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- シート No. 33 ……52
 - 10②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- シート No. 34 ……53
 - 10③浜と食卓の結びつきの強化
- シート No. 35 ……54
 - 10④水産政策改革の着実な推進
- シート No. 36 ……56
 - 11①復興交付金等を活用した施策の推進
- シート No. 37 ……57
 - 11②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- シート No. 38 ……58
 - 11③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
- シート No. 39 ……59
 - 12①ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- シート No. 40 ……62
 - 12②「みどりの食料システム戦略」の策定・実践による農林水産政策の新展開
- シート No. 41 ……64
 - 12③農山漁村における多様な人材や主体を活用したイノベーションの推進
- シート No. 42 ……66
 - 12④農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- （参考）農業所得、農村地域の関連所得の推移 ……67

【シート No.1】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>1 ①農林水産物・食品の輸出促進 6 ④戦略的輸出体制の整備 8 ①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大</p>
<p>関連する目標</p>	<p>農林水産物・食品の輸出額について、2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を掲げ、具体策を検討</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>9,860億円（2020年）（※目標：5兆円（2030年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の農業法人に加えて、輸出をはじめ、流通・加工等の食品関連事業者等を投資対象に追加する改正投資円滑化法が成立（2021年4月）。 ・ 輸出重点27品目について、1,261輸出産地・事業者をリスト化。 ・ 港湾や空港の具体的な利活用等の方策、集荷等の拠点となる物流施設の整備・活用、海外におけるコールドチェーンの拠点整備・確保の方策等について、輸出に取り組む事業者等との意見交換を行い、その検討内容を「効率的な輸出物流の構築に向けて取り組むべき事項」として公表（2021年4月）。 ・ 「港湾における農水産物輸出促進基盤整備事業」により、2020年3月に石狩湾新港において電源供給設備を、同年4月に苫小牧港において屋根付き岸壁を、同年11月に八代港において電源供給設備を供用開始。 <p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故に伴う輸入規制については、2020年度中に、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエルが規制を撤廃、インドネシア、香港、仏領ポリネシアが規制を緩和。 ・ 2020年度中に輸出先国・地域の規制等63件に対応済み。 ・ マカオ向け牛肉の月齢制限の撤廃、サウジアラビア向け牛肉の輸出解禁、EU向け黒松盆栽の輸出解禁、豪州向けいちごの輸出解禁など、2020年度中に7か国7件の解禁・緩和を実現。 ・ GFSI（世界食品安全イニシアチブ）が求める基準の改定に伴い、日本発の食品安全管理規格（JFS規格）のうち、国際的に通用するJFS-C規格・認証プログラムについて、2020年10月に改定を実施。 ・ 品目別の輸出先のニーズへの対応や輸出量の確保などに向けた技術的課題を取りまとめて公表（2021年3月）。 ・ 米国・EU向け牛肉処理施設のHACCP認定施設については、2020年度に延べ5件を認定。 ・ 農林水産物輸出インフラ整備プログラムを踏まえ、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。平成28～令和元年度補正予算を活用し、これまでに、30か所が稼働、10施設が一部稼働（2021年4月末時点）。 ・ 海外において日本品種を保護するため、海外における品種登録及び権利侵害への対応を支援。また、2021年4月1日に施行された改正種苗法に基づき、農研機構、都道府県等が育成した品種について海外持出し制限を公示。

【シート No.1】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標に沿って施策を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材を活用し、計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成 ・ 生産から海外での販売に至る事業者を包括する「品目団体」の組織化・活動強化・財源の在り方を検討し、規格統一やナショナルブランド化を推進 ・ 主要な輸出先国・地域において、政府関係機関が一体となって、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する体制を整備 <p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正投資円滑化法に基づき輸出に取り組む事業者へリスクマネーを供給 ・ 農林水産物・食品の貿易に伴うリスクに対応するためのセーフティネットを措置 ・ 効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減 ・ 加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進、地域の中小食品事業者の輸出体制を構築 ・ 輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を促進 <p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間機関を活用し、輸出証明書の発行を迅速化 ・ 輸出証明書発給を電子化し、事業者の利便性を向上 ・ 政府一体となって日本の知的財産を保護・活用 <p>【新たな取組を実現するための法制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出促進法を改正し、上記課題の対応を実現
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省</p>

【シート No.2】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ○地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○6次産業化の市場規模 4.7兆円(2013年度)→5.1兆円(2014年度)→5.5兆円(2015年度) 6.3兆円(2016年度)→7.1兆円(2017年度)→7.5兆円(2018年度) 7.6兆円(2019年度) ○雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を423事業に交付見込み(2021年3月現在)。 (これまでに1,460市区町村に対し創業支援事業計画を認定済。)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画は、これまでに2,593件を認定済(2021年4月30日時点)。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、これまでに815件を認定済(2021年2月12日時点)。 ・6次産業化の取組事例集や、団体レベルでの農商工連携の優良事例をまとめた事例集や動画を作成し、HP等で情報発信。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示するスマイルケア食に対して、地場産農林水産物を活用した商品開発等を支援。現在の商品数は青マーク(栄養補給食品)が207、黄マーク(そしやく配慮食品)が4、赤マーク(嚥下困難者用食品)が13(2021年4月現在)。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年5月現在、108産品をGIとして登録。 ・2021年1月、英国との間でGI相互保護開始(47品目)。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場において、革新的な研究開発を推進し、2020年度に3回の研究発表会を開催。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、業務用需要に対応したBtoBの取組、「農泊」と連携した観光消費の取組、農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に推進。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を促進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。 ・研究機関等関係者との連携により、和食の健康有用性についての科学的エビデンスの蓄積や情報発信に取り組む。 ・引き続き、SIP第2期「食を通じた健康システムの確立による健康寿命の延伸への貢献」、「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実

【シート No.2】

	<p>現プロジェクト」において、研究開発を推進。</p> <p>【ローカル 10,000 プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none">・「ローカル 10,000 プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型事業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none">・ G I 登録申請を支援。G I 制度を普及。・ G I の海外との相互保護に向けた取組を推進。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 異分野との連携により、農林水産・食品分野に新たな知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に向け、引き続き、「知」の集積と活用場による取組を重点的に推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【シート No.3】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2②スマート農業の推進 8⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を 実践 ○次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で 3割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を 実践 36.4% (2020年) ○次世代施設園芸拠点整備地区(全10地区)のうち8地区において 化石燃料使用の3割以上削減を達成(2020年)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>スマート農業推進総合パッケージ(2020年策定)に基づき施策を実施 【スマート農業の実証・分析、普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業実証プロジェクトを、これまで全国179地区で展開。 ・水田作の実証成果30地区、水田作以外の実証成果39地区の中間報告を公表。また、全69地区の1年目の成果概要を公表。 ・ほ場間移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現。 <p>【新たな農業支援サービスの育成・普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例調査等を通じて農業現場とのマッチングを推進し、事業者が発信するサービスに情報を共通化するガイドラインを策定。 ・農業法人投資円滑化法の改正、日本政策金融公庫による融資、農業支援サービス事業の立ち上げ支援、スタートアップ企業への総合的支援等農業支援サービスを多角的に支援する枠組みを構築。 <p>【実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市況情報等のオープンデータの実装や、生育・収量・出荷等の予測モデルの開発等により農業データ連携基盤のコンテンツを充実。 ・農機データを企業間連携させるオープンAPIガイドラインを策定。 ・生産から流通・消費までのデータ連携を行うスマートフードチェーンプラットフォームの構築を推進。 ・自動走行農業機械等に対応した農地整備の手引きに即した農地整備を推進。 ・農業農村インフラの省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装のため、農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)を創設。 ・「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に、ほ場内での遠隔監視、自走式小型汎用台車に関する記載を追加。 ・ドローンの携帯電波利用を簡易化する制度改正を実施。 <p>【学習機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校・農業大学校等においてスマート農業のカリキュラム化を推進するため、授業等で活用可能な教育コンテンツの作成・提供。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代施設園芸のモデル拠点を全国10箇所に整備。また、各拠点の運営で得られた知見・ノウハウの分析・情報発信の取組を実施。 <p>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同プログラムに基づき、取組を推進。 ・水産業データ連携基盤を稼働し、データ標準化・データポリシーの整備のため、産学官の有識者による協議を実施。 <p>【農業のデジタルトランスフォーメーション(農業DX)の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が所管する行政手続499手続をオンライン化。 ・農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るため、「農林水産

【シート No.3】

	<p>省地理情報共通管理システム」の開発を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆ポリゴンの2020年度の更新作業を完了。 ・農業者が農林水産省と直接情報受信を行うスマートフォン・アプリケーション(MAFFアプリ)について、使いやすさを改善。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>スマート農業推進総合パッケージに基づく施策を引き続き展開。</p> <p>【スマート農業の実証・分析、普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業実証プロジェクトにおいて、経営改善の効果を明らかにするとともに、輸出拡大や農業支援サービス等の実証を推進。 ・実証データを基に、農研機構を中心に、農業者が利用しやすい形で経営シミュレーションを行うシステムを開発。 ・安全安心な農業用ハイスペックドローンや有機栽培等に対応した除草ロボットなどの開発を推進。 <p>【新たな農業支援サービスの育成・普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業新サービス創出プラットフォームにおいて、引き続き、新たな商品・サービスの創出を促進。 ・農業支援サービスの育成支援や農業現場とのマッチングを推進。 <p>【実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業データ連携基盤の活用促進と農機メーカーによるオープンAPIの整備を推進。 ・SIP第2期において、スマートフードチェーンプラットフォームの構築及び関係JAS策定等を推進。 ・自動走行農業機械に適した農地の大区画化やICT水管理施設等の整備を推進。 ・農村地域における通信環境の整備に必要な調査、整備の手法等をまとめたガイドラインを策定。 ・ほ場間移動を含む遠隔監視による自動走行について、必要な安全技術の検証及び安全性確保策の検討を実施。 <p>【学習機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校・農業大学校等への研修用農業機械・設備の導入や動画教育コンテンツの充実。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウスなどの従来型の既存ハウスも活用しながら、データを活用した施設園芸への転換を促進するため、生産性・収益向上につながる体制づくり、ノウハウの分析・情報発信等を推進。 <p>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同プログラムに基づき、取組を推進。 ・異分野の技術探索や先進技術方策の検討を行う「林業イノベーションハブセンター(Mori-Hub(森ハブ))を設置。 ・水産業におけるデータ連携に係るデータポリシーの検討結果をガイドラインとしてとりまとめ、データ標準化についても対象を拡大。 <p>【農業のデジタルトランスフォーメーション(農業DX)の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続について、2022年度までにオンライン化率100%、2025年度までにオンライン利用率60%を目指して取組を推進。 ・農林水産省地理情報共通管理システムについて、2022年度からの運用開始を目指して取組を推進。 ・筆ポリゴンの精度向上に向けた取組を引き続き進め、デジタル地図への提供に向けた環境整備を図る。 ・データ項目の標準化に向けた検討会を立ち上げ、対応方針を策定。 ・MAFFアプリについて農林水産省共通申請サービスとの連携強化による機能を拡充。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府(規制)、総務省、経済産業省、国土交通省</p>

【シート No.4】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2③新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用</p>
<p>関連する目標</p>	<p>2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>168（産地化事業により形成された産地60地区とマッチング等の取組やその他の新たに形成された産地108地区の合計）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入等の実需者と連携した産地形成（60地区）や、コンソーシアムの形成に向けたマッチングや新技術の導入等の取組（192地区）等を2019年度までに展開済み。 ・民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」による育種ビッグデータの整備及び育種基盤技術の開発を推進。 ・SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において良食味や加工適性等、消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進。 ・令和2年度補正予算による「輸出促進のための新技術・新品種開発」において、輸出先国の規制・ニーズに応じた生産技術や優良品種・系統の開発等を推進。 ・海外において日本品種を保護するため、海外における品種登録及び権利侵害への対応を支援。また、2021年4月1日に施行された改正種苗法に基づき、農研機構、都道府県等が育成した品種について海外持出し制限を公示。（再掲） ・2021年4月現在、108産品をGIとして登録。（再掲） ・2021年1月、英国との間でGI相互保護開始（47品目）。（再掲） <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定に基づき、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、キルギスの5か国と共同研究を実施。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネットワークを整備中。 <p>【和牛遺伝資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護強化を図るため、改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法が施行され、家畜改良増殖法に基づき立入検査を実施（2020年10月）。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを推進。 ・「民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発」、SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、「輸出促進のための新技術・新品種開発」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・政府一体となって日本の知的財産を保護・活用。（再掲） ・GI登録申請を支援。GI制度を普及。（再掲） ・GIの海外との相互保護に向けた取組を推進。（再掲） <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな2国間共同研究協定の締結に努力するとともに、共同研究における植物遺伝資源の調査や収集を行い、順次、その結

【シート No.4】

	<p>果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を推進。</p> <p>【和牛遺伝資源】</p> <ul style="list-style-type: none">・2020年10月に施行された改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法に基づき、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護する。
府省庁名	農林水産省、経済産業省

【シート No.5】

展開する施策	2④農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現 ○2018年度までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 141地区(2019年度)→180地区(2020年度) ○バイオマス産業都市 90市町村(2019年度)→94市町村(2020年度)
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村再生可能エネルギー法に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進。令和2年度当初予算において、再生可能エネルギーの発電に関する個別相談(75件)、事業計画策定のサポートや再生可能エネルギー関連事業者とのマッチング(3地区)及び全国的な普及活動、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電並びに木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 ・これらの取組の結果、2020年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が40件新たに開始。また、関係府省共同で4町村を新たにバイオマス産業都市に選定。 ・さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を1件実施。 <p>【メタン発酵により発生する消化液等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度においては、メタン発酵消化液等を地域で有効利用するため、散布実証、肥料の肥効分析、農業者への普及の活動を支援。 <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等の地域の総力を挙げて、バイオマス及び廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。2020年度に新たに4団体でマスタープランを策定。
今後の施策の展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法や農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、関係府省との連携の下、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向けた関連施策を推進。 ・マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、関係省庁タスクフォースによりマスタープラン策定団体の地域エネルギーの事業化を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府(科技)、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

【シート No.6】

具体的施策 〈展開する施策〉	2⑤食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018 年度食品ロス量 (600 万トン：うち事業系 324 万トン、家庭系 276 万トン) を公表 (2021 年 4 月) ・ 「食品ロス削減の推進に関する関係省庁連絡会議」メンバーが連携し、制度的見直しを伴う課題に対する取組を推進。(2020 年 10 月～) ・ 食品ロス削減月間 (10 月) に、納品期限の緩和に取り組む小売事業者を公表するとともに、全国一斉に商慣習を見直すこと (納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化) を呼びかける運動を実施。また、小売事業者による啓発ポスターの掲示の推進、賞味期限表示の大括り化の取組事例の公表等を通じて、情報発信や消費者啓発を実施 (2020 年 10 月) ・ 食品ロスを削減することを目標とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携して「第 4 回食品ロス削減全国大会」(富山県富山市) を開催 (2020 年 12 月) ・ 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施 (2020 年 12 月～2021 年 1 月) ・ 2 月の恵方巻きシーズンに、予約販売等の需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者の公表や消費者向け PR 資料の提供を実施 (2021 年 2 月) ・ 食品ロス削減に関し、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優良な取組を実施した者を表彰する「食品ロス削減推進大賞」を実施 (2020 年 8 月～2021 年 2 月) ・ 「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」を行い (2020 年 7 月～10 月)、 「賞味期限」の愛称として、「おいしいめやす」を決定。小売店舗において、普及啓発を実施 (2021 年 2 月～) ・ 食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国 9 か所で開催し、インターネット配信を実施 (2020 年 10 月～12 月) ・ 飲食店での持ち帰りを促進するための「New ドギーバッグアイデアコンテスト」を実施 (2020 年 2 月～8 月) ・ 食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、国の災害用備蓄食品のうち、入替えにより役割を終えたものについては、原則としてフードバンク団体等へ提供することについて、関係府省庁で申合せ (2021 年 4 月) ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い発生する未利用食品について食品関連事業者からの情報をフードバンクへ提供する取組や、学校給食の休止等により発生した未利用食品の新たな販路の確保に向けたマッチング及びフードバンクへの寄附の支援を通じて、食品として有効活用する取組を推進 (2020 年 3 月～12 月)
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020 年 3 月閣議決定) に基づき、食品ロス削減に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省

【シート No.7】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>2⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備 6⑥チェックオフ導入の検討 6⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 6⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策 6⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 8②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増 ○2035年度までに和牛の生産量を30万トンまで拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○酪農 461件(2018年4月末)→472件(2019年4月末)→502件(2020年4月末) ○和牛 14.9万トン(2018年)→15.2万トン(2019年)→16.1万トン(2020年)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案を2021年3月に国会に提出、5月に可決成立。 ・ 配合飼料価格安定制度の通常補填基金の借入金は2019年度中に完済 ・ 食肉流通再編・輸出促進事業により、国産食肉の生産・流通体制の強化を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ①畜産農家・家畜市場の連携の下、家畜市場を近代的な市場に再編整備する場合の施設・機械等の整備を支援(2020年度1地区) ②畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者がコンソーシアムを組織し、食肉処理施設を再編整備する場合の施設・機械等の整備を支援(2020年度1地区)
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲で施行することとされており、施行までの間に具体的な基準の検討を進めるとともに、制度の内容等についての周知を図る。 ・ 引き続き、草地生産性向上対策、飼料生産利用体系効率化対策、国産飼料資源生産利用拡大対策を適切に実施。 ・ 引き続き、大規模飼料生産体系における収穫作業の人手不足に対応する技術開発を推進。 ・ 引き続き、改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用するとともに、生乳取引等の一層の多様化を推進。加えて、全国的に生乳取引の実態調査を行った上で、生乳取引に係るガイドライン等を作成する。 ・ 国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換を推進し、乳業工場の機能を強化。 ・ 性判別技術・公共牧場等を活用した乳用後継牛の自家生産の取組強化や預託育成体制の構築等により、その計画的な確保・育成を推進。 ・ チェックオフ導入を要望する農水省所管の業界について、関係者間の検討が円滑に進められるよう、助言や情報提供等を実施。 ・ 引き続き、配合飼料価格安定制度の補填財源を確保し、制度の安定的な運営に努める。併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進。

【シート No.7】

	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、中小乳業工場の再編の取組等を支援。 ・農業競争力強化支援法等を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押しすることにより、酪農関連産業の構造改革に向けた施策を着実に実行。 ・引き続き、バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施することにより、需給情報を把握するとともに、輸入バターの売渡しについて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態の確認を適切に実施。 ・引き続き、酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及等、作業の外部化及び省力化機械の導入による畜産経営の労働負担軽減等を推進。 ・大規模経営のみではなく、中小規模の家族経営を含めた経営が増頭・増産を進められるよう、地域全体での増頭を推進。特に生産基盤の維持・強化が急がれる都府県酪農においては、一定数の空きスペースのある既存牛舎も有効活用し、新たな施設投資を抑えながら、初妊牛の導入を進め、増頭を推進。 ・和牛の大幅な増頭を図るため、肉用牛経営による繁殖雌牛や和牛受精卵の増産、酪農経営における和牛受精卵の利用の促進等を推進。また、広大な草地を有する公共牧場の預託機能を活用した肉用牛生産を推進。 ・後継者不在の畜産経営と地域の担い手のマッチング、経営継承に必要な施設整備等を推進。 ・肥料メーカー等との連携の下、堆肥のペレット化等を推進し、広域流通等による耕種農家での堆肥の利用の促進等を推進。 ・国産食肉の生産・流通体制の更なる強化を促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、国土交通省

【シート No.8】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2⑦国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に向上 ○今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012年度) → 77.1% (2019年度) ○加工・業務用野菜の出荷量 (直接取引分) 106万t (2019年) (目標: 145万t (2030年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成・派遣を支援。 ・民間事業者・団体(11,600社・団体(2021年3月末))や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信するフード・アクション・ニッポン等の取組を推進。 ・生産者と消費者が交流するオンラインイベントとして、ジャパンハーヴェスト2020を開催し、YouTubeLIVE(2020年10月31日・11月1日配信)はのべ4,649人が視聴。 ・2021年3月31日「第4次食育推進基本計画」が食育推進会議(会長:野上農林水産大臣)で決定。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、和食文化を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施。 ・シェフやレストラン経営者等の食関連事業者等を対象として、トップセールスや大型イベント等と連携した日本食の海外発信等を推進。 ・クールジャパンや外務省等の関係省庁等と連携して日本産品の魅力を海外に発信。 ・「日本料理の調理技能認定制度」(2020年度までの実績1,719人)や、「日本産食材サポーター店認定制度」(2020年度までの実績6,069店)を引き続き推進。 ・引き続き、海外の日本食レストラン等に対するアドバイスをを行う日本料理関係者等を「日本食普及の親善大使」として任命し、日本食普及イベントで活躍いただき、日本食・食文化の魅力を海外発信を推進。 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつつ、外務省等関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力を海外に発信。 ・地域の農林水産物の学校等施設給食への安定供給システムを構築するなど、地産地消の取組を更に推進。 ・国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力を、メディア・SNS等を活用して発信。 ・農業・農村に対する国民の理解を醸成するため、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを開催。 ・第4次食育推進基本計画では、①生涯を通じた心身の健康を支える

【シート No.8】

	<p>食育、②持続可能な食を支える食育、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を重点事項とし、総合的かつ計画的に推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、2017年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。 ・学校や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置により、学校給食における地場産物の使用を推進することで、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境に対する理解を深めることにつなげる。 ・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。 ・引き続き、「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」、SIP第2期「食を通じた健康システムの確立による健康寿命の延伸への貢献」等において研究開発を推進するとともに、農林水産業の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。 ・引き続き、実需者主導の薬用作物の産地づくりを図るため、生産者と実需者の間で需給情報等の共有や栽培契約の締結に向けたマッチングを実施するとともに、研究開発された生産技術の産地導入等による生産体制の強化等の取組を推進。 ・需要が拡大する加工・業務用野菜について、生産体制の強化を図るため、水田を活用した加工・業務用野菜の産地化、複数産地の連携等による周年供給体制の構築等を推進。 ・引き続き、環境保全型農業直接支払、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、オーガニックビジネスの拠点的な産地づくりによる有機農産物の安定供給体制の構築及び国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起等により有機農業の拡大を着実に推進。 ・引き続き、有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発等の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、厚生労働省

【シート No.9】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2⑧食の安全と消費者の信頼の確保 6⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入 8⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜水産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド、食中毒菌等の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及し、その効果を検証。2020年度は、「食品中の3-MCPD脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類の低減のための手引き」を作成し、食品製造事業者が自主的に行う低減の取組を支援。 ・ 国内の食品の基準や我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準等の策定にも貢献。2021年5月のコーデックス委員会食品汚染物質部会では、鶏卵や乳幼児用穀類加工品等の鉛の含有実態調査結果や国内の管理の実態に関する情報を提供し、食品中の鉛の最大基準値原案の検討や汚染防止及び低減に関する実施規範の改訂等に貢献。 ・ 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充、家畜防疫官の権限等の強化等を内容とする改正家畜伝染病予防法が施行され、家畜衛生対策を強化（2020年7月及び2021年4月施行）。 ・ 農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法（2020年4月施行）に基づき、農薬使用者や蜜蜂、生活環境動植物に対する評価を充実。 ・ 野生いのししにおける捕獲及びサーベイランスの強化（消費・安全対策交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業）、23都府県での経口ワクチン散布（畜産業振興事業）、経口ワクチンの空中散布に関する手引きの作成など野生動物対策を実施。 ・ 2021年5月現在、30都府県において、豚熱の予防的ワクチン接種を実施。また、確実かつ継続的にワクチン接種を実施する体制を整備するため、知事が認定する民間獣医師による接種が可能となる仕組みを整備。 ・ 検疫探知犬の増頭、改正家畜伝染病予防法により権限を強化された家畜防疫官による違法畜産物の摘発など水際対策を強化。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質・微生物について、農畜水産物や食品中の汚染実態の調査等により得られた科学的知見等を基に、汚染の防止及び低減のための指針等の策定を進めるとともに、食品安全に関する国内外の基準等の策定等にも貢献する。 ・ 薬剤耐性対策については、国家行動計画を踏まえ、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物におけるモニタリング調査、関係者に対する普及啓発、抗菌剤の代替となるワクチン等の実用化促進を実施。さらに、今期の国家行動計画（2021年度まで）の実施状況を確認・評価し、次期国家行動計画に盛り込むべき事項を検討する。 ・ 改正農薬取締法に基づき、全ての登録された農薬について、2021年度から順次再評価を行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。 ・ 動植物検疫について、家畜・植物防疫官の増員等による検査体制の強化を図るとともに、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫を実施。 ・ 国内植物防疫については、ジャガイモシロシストセンチュウ等の防除を推進するとともに、ICT等の新たな技術を活用した迅速・精

【シート No.9】

	<p>緻な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ豚熱ワクチンの研究等、引き続き、家畜疾病の国内侵入とまん延防止のための管理・防除技術の開発を推進。 ・ 引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を実施。 ・ 引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、課徴金制度の運用も含め、同法に基づき、厳正に対処。 ・ 食品表示に係る不適正表示に対して、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、関連法令に基づき厳正に執行。 ・ 引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において食事提供を行う事業者等に対し、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。 ・ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入について、新制度の普及啓発資料の作成・配布をはじめとして、全国説明会の開催、政府広報の実施など、引き続き積極的に制度について消費者や事業者等への普及啓発を実施。 ・ 飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るため、都道府県が策定する飼養衛生管理指導等計画及び法に基づく改善措置の運用を強化。 ・ 野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて経口ワクチン散布計画を随時見直しつつ、効果的・効率的な散布実証及び捕獲強化の取組を引き続き実施。 ・ 野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて飼養豚への予防的ワクチン接種推奨地域を随時適切に見直すとともに、知事が認定する民間獣医師によるワクチン接種を実施。 ・ アフリカ豚熱侵入防止のため、家畜防疫官による違法畜産物の摘発強化や関係省庁と連携した動物検疫に関する情報発信等の水際対策に加え、OIEや近隣諸国との連携を通じた衛生情報の共有等を引き続き推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、環境省、法務省

【シート No.10】

具体的施策 〈展開する施策〉	3①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
目標の進捗状況	48.7% (2013年度) →50.3% (2014年度) →52.3% (2015年度) → 54.0% (2016年度) →55.2% (2017年度) →56.2% (2018年度) → 57.1% (2019年度) →58.0% (2020年度) (※目標：80% (2023年度))
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（農地バンク）以外によるものを含む。）は、2020年度は2.7万ha増加（うち機構の転貸によるものは1.9万ha）。 ・2020年4月に完全施行された改正農地中間管理事業法に基づき、更に農地集積を推進するため、農地バンクと地域農業の関係者である市町村・農業委員会・JA・土地改良区等が一丸となった「人・農地プラン」の見直し（実質化）を推進するための仕組みを導入。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①農地バンクの活用地域への奨励金の交付（最大2.8万円/10a） （地域の農地バンク活用率：平地20% 中山間4%） ②農地バンクの活用地域で、農家負担なしの基盤整備を実施 ③農地バンクの活用地域への機械・施設の導入の優先採択 等 </div>
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化。 ・人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地バンクを軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含めて強力に促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）

【シート No.11】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入） 6③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備 8⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○法人経営体数 12,511法人（2010年） → 30,700法人（2020年） （※センサス上の取扱いの見直しにより、2010年は一戸一法人等を含まず、2020年はこれらを含む。） ○40代以下の農業従事者数 31.2万人（2015年） → 22.7万人（2020年） （※「農林業センサス」（2015年は推計））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の徹底した話し合いにより担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、人・農地プランの実質化を推進。 ・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置づけられている者に対する金利負担軽減措置の対象資金に農業近代化資金を追加。 ・農業経営の法人化などの多様な経営課題に対応するため、農業系団体のみならず商工系団体などの関係機関と連携した相談体制を整備し、農業経営者の相談内容に応じた専門家からなるチームが支援。 ・次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、地域における新規就農者へのサポート活動、農業教育機関における教育内容の高度化等を支援。 ・若者の農業参入に向けて、関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について周知を実施。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化。 ・経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上で、関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直し。 ・集落営農について、法人化に加え、機械の共同利用や人材の確保につながる広域化、経営の多角化や高収益作物の導入など、それぞれの状況に応じた取組の促進。 ・新規就農について、都道府県が中心となって、市町村等と連携して、伴走機関のサポートの下、新規就農の確保・育成について方針の策定等を行い、農地の取得、機械・施設の導入や販路の確保などのきめ細かな取組を実施。 ・若者等の農業への一層の呼び込みと定着を図るため、農業の魅力の発信を行うとともに、別途、幅広い層の意見を聞く場を設置。 ・引き続き、農地中間管理機構と関係機関が連携して新規就農者の農地確保を支援している各地域の優良事例を全国に情報提供し、横展開を実施。 ・引き続き、普及指導員等に対する研修において、キャリアステージ等に応じてICT等の活用に関する講義を実施。 ・引き続き、土壌診断データベースの構築等とともに、土づくりイノベーションの実装加速化に向け、生物性評価手法の検証等の取組を

【シート No.11】

	<p>推進し、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを踏まえ、農林漁業者をはじめ関係機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れた技術開発を推進。 ・引き続き、農業データ連携基盤（WAGRI）を活用した民間事業者による熟練農業者の技術継承に寄与する新たなサービスの創出を促進。 ・引き続き、就職氷河期世代を含めた幅広い世代の農林水産業への新規就業者の確保・定着・育成を促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、法務省

【シート No.12】

具体的施策 〈展開する施策〉	3③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすく、快適に農作業ができる農具や作業着等新たな商品やサービスの開発（2021年1月：カネコ総業は女性も使いやすい農具を開発（Lacuno シリーズ）、モンベルは農作業も快適な作業着を開発（フィールドクールパーカ Women's））等を通じ、女性農業者の活躍を推進。 (2021年2月現在 農業女子メンバー840名、参画企業37社、教育機関7校) <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現場の方針策定に参加する女性を増やすため、農業委員、JA役員等に必要な知識やスキル取得を支援。 ・子育て世代の女性農業者の育児の負担を軽減するための、託児・農作業を地域で一体的にサポートする体制づくりを支援。 ・女性農業者の活躍推進に向け、女性の農業体験・研修の受入体制づくり、地域の女性農業者のネットワークづくり、地域で女性が働きやすい環境の整備を支援。 ・2020年7月、農業や農村に女性を呼び込み、発展させていくため、女性農業者が活躍できる環境を整える具体的方策を検討することを目的に検討会（女性の農業における活躍推進に向けた検討会）を立ち上げ、農村における意識改革等、取り組むべき対策等を提言（2020年12月）。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関と農業女子との連携による女性の新規就農者を育成する活動の展開、地域の女性グループ同士のネットワーク強化等により、農業女子の自主的な研究等の活動を推進。 <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、女性リーダーとなりうる農業経営者の育成や女性グループ活動の活性化、地域で女性が働きやすい環境の整備を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.13】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>3④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等 6⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手によって利用される農地の割合 48.7%(2013年度)→50.3%(2014年度)→52.3%(2015年度)→54.0%(2016年度)→55.2%(2017年度)→56.2%(2018年度)→57.1%(2019年度)→58.0%(2020年度) ○担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg(2011年) →個別経営：10,851円/60kg(2019年) 組織法人経営：11,721円/60kg(2019年) (※目標：9,600円/60kg(2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稻作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稻作付面積約24ha)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力を向上させるために、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2020年12月11日閣議決定)に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(2020年10月1日施行)に基づき、防災工事等基本指針を策定するとともに、都道府県の防災工事等推進計画の策定を推進。 ・改正土地改良法(2019年4月1日施行)に基づき、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、地方連合会による土地改良区への複式簿記導入のための巡回指導を実施。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力を向上させるために、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進。 ・農業構造や営農形態の変化に対応するため、自動走行農機やICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開。 ・農業者の減少や高齢化、農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的

【シート No.13】

	<p>な保全管理を徹底して推進。あわせて、農業水利施設を更新する際、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進。 ・引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進。 ・引き続き、改正土地改良法（2017年9月25日施行）に基づき、農用地の利用集積及び防災・減災対策を推進。 ・また、改正土地改良法（2019年4月1日施行）に基づき、複式簿記の導入などにより、土地改良区の業務運営の適正化を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.14】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等 6①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>全国平均：16,001円/60kg（2011年） →個別経営：10,851円/60kg（2019年） 組織法人経営：11,721円/60kg（2019年） （※目標：9,600円/60kg（2023年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業」において、チルド米飯ニーズと加工製造課題に即応する超多収低アミロース米系統の早期育成を推進中。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、中山間等にも対応する知能化した自動作業機・移動運搬システムの開発を推進中。 ・米の生産コスト削減に向けて、直播等の省力栽培技術や、ニーズに応じた多収性品種の導入等の取組を支援。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】 農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、以下の取組等を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本法施行後2年目の見直しを行い、支援対象事業に農業資材の卸売・小売事業（事業再編）、農業用ソフトウェア作成事業及び農業用機械の利用促進に資する事業（事業参入）を追加（2020年4月施行）し、事業者へ周知。 ②生産現場における農業資材調達方法の検討に資するよう、国内外の農業資材の供給に関する調査結果を公表（2020年9月）。 ③肥料については、改正肥料取締法の施行（2020年12月）を踏まえ、堆肥と化学肥料の配合を可能とする配合規制の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールを策定を実施。 ④農薬については、農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、再評価制度を導入するとともに、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物の種類と含有濃度の設定を推進。 ⑤飼料については、安全を確認した上で、未利用資源の飼料利用を推進。 ⑥動物用医薬品については、海外試験データの受入れ、3府省での審議等の同時並行化等の承認審査プロセスの見直しに加え、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直しを実施。 ⑦海外において日本品種を保護するため、海外における品種登録及び権利侵害への対応を支援。また、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するための種苗法改正法が2020年12月に成立し、2021年4月1日に施行。 <p>【全農の生産資材の買い方】 肥料：高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込み、銘柄当たりの生産数</p>

【シート No.14】

	<p>量を大幅に拡大することで1～3割の価格引下げを実現。 農薬：メーカーから担い手に直接配送する大容量規格の品目数・取扱量を拡大することで約2～3割の価格引下げを実現。 農業機械：担い手のニーズを踏まえた機能のものを共同購入することで、大型トラクターにおいては2～3割程度、中型トラクターにおいては2割程度の価格引き下げを実現。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【生産資材価格の引下げ】 農業競争力強化支援法等に基づき、生産資材の価格引下げを図るため、以下の取組を積極的に推進。 ・本法に基づく対象事業の再編・参入の取組の推進。 ・国内外の農業資材の供給に関する調査と調査結果の公表。 ・改正肥料取締法の施行(2021年12月予定)に向けた、原料管理制度の導入や表示基準の整備、公定規格の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールの確定。 ・改正された農薬取締法に基づく農薬の再評価の着実な実施。</p> <p>【全農の生産資材の買い方】 ・全農の自己改革の進捗状況の定期的なフォローアップの実施。</p> <p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】 ・引き続き、第2期SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」等において研究開発を推進。 ・多収品種・直播栽培等の技術とスマート技術を組み合わせた営農体系の導入を推進。 ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府(規制)、公正取引委員会、経済産業省</p>

【シート No.15】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設（「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照） 6 ⑩飼料用米を推進するための取組 8 ④水田農業における高収益作物等への転換</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【日本型直接支払制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年度の各支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）の実施状況を公表（2020 年 8 月）。 ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について、施行 5 年経過後の施行状況の検証結果を公表（2020 年 11 月）。 <p>【米政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者一体となった需要に応じた生産・販売の更なる推進に資するよう、次年産需給の見通しを示す時期を、11 月中下旬から 10 月中旬に前倒し。また、全国会議の開催を充実。 ・ 2021 年 4 月から、「令和 3 年米取引の事前契約研究会」を開催。 <p>【水田農業の高収益化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援。高収益作物への転換に取り組む産地の計画を 233 認定（2020 年度末時点）。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度補正予算及び令和 3 年度当初予算において、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化の推進や営農技術に導入等による産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。 <p>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省内に「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」を設置し、収入保険について、ナラシ対策や野菜価格安定制度など、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【経営所得安定対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づき、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。 <p>【日本型直接支払制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行うとともに、法律の検証結果等を踏まえ、必要に応じ見直しを行った上で本制度のさらなる活用促進等を図っていく。

【シート No.15】

	<p>【米政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年産以降においても、 <ol style="list-style-type: none"> ①需要見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供 ②麦、大豆、新市場開拓用米、高収益作物等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用 ③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット ④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援 ⑤地域の水田において、水田収益力強化ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援 ⑥米取引の事前契約の拡大等を引き続き実施。 <p>【水田農業の高収益化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・地方公共団体等の関係部局が連携し、水田農業の高収益化に向けた取組を推進。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。 <p>【飼料用米の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、飼料用米の生産コストの低減と飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進し、財政負担の抑制の観点も含めた飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現。 <p>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入保険について、ナラシ対策、野菜価格安定制度、収穫共済など収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、2022年を目途に必要な措置を講ずる。
府省庁名	農林水産省

【シート No.16】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5 農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正農協法に基づき、2019年4月以降最初に招集される通常総会終了時より、全農協において、理事の過半が認定農業者、農産物販売や経営のプロにより構成。 ・2019年度決算より、全中監査から会計監査人監査へ移行（貯金量200億円以上の全ての農協で会計監査人を選任済み）。また、会計監査人監査の義務付けがない、貯金量200億円未満の83農協のうち、8農協が会計監査人を設置済み（なお、会計監査人を設置しない75農協については、農林中金・信連が監査代替的調査を実施）。 ・准組合員の事業利用について、事業利用量を把握するためのマニュアル（2016年度作成）に基づく2回の調査結果を公表（第1回：2019年9月、第2回：2020年9月）。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化の推進役となる農地利用最適化推進委員の人数は、2020年10月時点で17,698人（2019年10月時点17,769人）。 ・農業委員会における委員の選任については、2020年10月時点で、全体の農業委員23,201名のうち、女性の農業委員は2,861名で、女性を任命している農業委員会は85.1%（2019年10月時点84%）。また、50歳未満の青年農業委員は1,862名で、青年農業委員を任命している農業委員会は60.0%（2019年10月時点56.1%）。 ・農業委員会改革の趣旨の徹底を図るとともに、農地利用最適化推進委員の現場活動が活発に行われるよう、各都道府県へのヒアリングや、全国農業会議所が各都道府県農業会議や農業委員会に対して行う研修等における施策の周知を通じて、農地中間管理機構との連携、人・農地プランの話合いへの参加など最適化推進に向けた体制整備を促進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協において組合員との対話を通じて農業者の所得向上のための自己改革を実践していくサイクルを構築し、取組を継続・強化。 ・引き続き、農水省は、農業競争力強化を進める観点から、生産資材・農産物販売のほか、輸出、物流問題への対応、新技術活用、労働力支援など幅広いテーマについて全農との対話を実施するとともに自己改革の取組をフォローアップ。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積・集約化の推進に向けた推進委員の農地利用最適化活動の実態を明らかにし、適切な人材を確保するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①全農業委員会で最適化活動に係る活動量と成果について意欲的な目標を設定 ②全農地利用最適化推進委員等が、毎年度、具体的な最適化活動の内容・成果を記録し、農業委員会が評価の上結果を公表 ③農業委員会が各委員の活動の成果をとりまとめ、①の目標に対する達成度合いを評価・公表

【シート No.16】

	④市町村長・農業委員会は②の最適化活動の内容・成果を踏まえて委員を再任という仕組みを構築。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

【シート No.17】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 8⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化支援法に基づき、流通・加工業界の再編を促進（24件の事業再編計画を認定（2021年5月末時点））。 ・ 改正卸売市場法に基づき、各卸売市場における生鮮食料品等の公正な取引環境を確保するための取引ルールが決定され、農林水産大臣または都道府県知事が認定。（中央卸売市場 65 市場、地方卸売市場 908 市場（2021年5月末現在）） ・ 改正地理的表示法（2019年2月施行）に基づき、広告等における地理的表示（GI）使用の規制、GI 産品と誤認させるおそれのある表示の規制等、GI の保護を強化。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年3月、全農は年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。2019年度の主な進捗は、以下のとおり。 ①米穀：直接販売計画 取扱量の60%（123万トン） 買取販売計画 取扱量の30%（68万トン）を達成。 ②園芸：直接販売計画 3,700億円のうち3,617億円 買取販売計画 2,600億円のうち2,273億円 ③輸出：全農インターナショナル取扱分で53億円（対前年比110%） <p>【食品流通の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーン全体で一貫した食品流通の合理化に向けた課題とその対応方策を検討するため、地方自治体、発荷主・物流業・着荷主等の団体からなる「食品流通合理化検討会」を2019年11月に設置し、その検討内容を2020年4月に第1次中間取りまとめとして公表。第1次中間取りまとめで整理されたパレット化、ICTの活用等の課題の解決に向けた実証結果や流通合理化のためのノウハウの共有を目的としたシンポジウムを開催。 ・ 物流の効率化に向けた必要な共通ルール・体制を整備するとともに、統一規格輸送資材（パレット、台車、フレコン）と関連機材の導入や管理体制構築について11件のモデル形成を支援。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農業競争力強化プログラム」及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。 ・ 改正卸売市場法に基づき、卸売市場における生鮮食品等の公正な取引を確保する。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の自己改革の進捗状況について、定期的なフォローアップを実施。 <p>【食品流通の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流業務の省力化、保管調整機能の強化等のための卸売市場や共同物

【シート No.17】

	<p>流施設の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進する。 ・サプライチェーン全体のデータ連携システムの構築やコールドチェーンの整備を推進する。 ・ICTを活用した業務の省力化・自動化を図る。 ・食品等流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン全体のデータ連携システムの構築等による持続的な食品流通モデルの実現に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【シート No.18】

具体的施策 〈展開する施策〉	6⑦収入保険制度の導入 8⑩激甚化する自然災害への対応の強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等が連携して推進体制を構築し、加入促進の取組を推進。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少についても、保険金の支払いやつなぎ融資を適切に実施。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の収入が減少した場合であっても翌年の基準収入に影響しない特例を新たに措置。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律（2019年7月1日施行）に基づき、所有者等による農業用ため池の届出や、都道府県による特定農業用ため池の指定等の取組を推進。 ・非常時における農林漁業インフラの機能や安全性を確保するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施。 ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（2020年10月1日施行）に基づき、都道府県が推進計画を策定し、集中的かつ計画的に防災工事等の取組を推進。 ・農業用ハウス災害被害防止計画を全都道府県で策定し、これを元に、農業用ハウスの保守管理や補強等の支援を実施（農業用ハウス強靱化緊急対策事業等）。また、災害時における停電への対応について、共同利用による非常用電源の導入を支援。 ・流域治水の取組とも連携しつつ、間伐や主伐後の再造林、災害に強い幹線等の路網整備及び公的主体による森林整備を実施（森林整備事業等）。 ・近年、頻発する集中豪雨や地震等により、災害の発生形態が多様化していることを踏まえ、全ての流域治水協議会に参画するなど流域治水の取組とも連携しつつ、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施（治山事業等）。 ・地域の拠点的漁港における防波堤・岸壁等の地震・津波・台風対策、漁港施設の長寿命化対策等を実施（水産基盤整備事業）。 ・農業者自身が行う自然災害等への備えの取組の定着に資するよう、2021年1月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画）」のフォーマットを策定。 ・園芸施設共済について、2020年9月より園芸施設の新築時の資産価値の10割まで補償の上限を引き上げる（改正前は8割が上限）など補償内容を充実。 ・農業共済団体では、倉庫等に保管中の収穫した農作物（収穫共済の対象外）に対する補償として、保管中農産物補償共済を2020年9月から引受開始。 ・農業者に対し事前防災対策や緊急災害情報をSNSやMAFFアプリ等を活用し提供。 ・令和2年7月豪雨や令和2年から3年までの冬期の大雪により被災した農業用ハウス、農業用機械の再建・修繕等を支援（強い農業・

【シート No.18】

	<p>担い手づくり総合支援交付金)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨等により被災した農林漁業者の早期事業再開を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化により支援。 ・図面の簡素化等の災害査定効率化、査定前着工制度の活用促進による、被災した農地、農業用施設等の早期復旧の支援を実施。 ・被災した地方公共団体等へ国の技術職員 (MAFF-SAT) を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国農業共済組合連合会等と連携し、収入保険の普及推進・利用拡大を実施。 ・加入者の更なる利便性の向上を図るため、2022年から加入申請手続等のオンライン化や自動継続特約を導入。 ・農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、2022年を目途に必要な措置を実施。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援するため、人手が不足する被災地方公共団体への人的・技術的支援を推進。 ・農業者に対する事前防災対策や緊急災害情報の迅速な提供 (MAFF アプリ等の活用)。 ・農業版BCPについて、農業共済団体等とも連携し、農業保険の加入推進時等の多くの場面で活用して、それぞれの農業者における作成を促進。 ・引き続き、国で、損保会社や農業共済団体との意見交換会を開催し、今後、継続的に連携していく方策について検討・調整。 ・園芸施設共済について、補償内容が充実されたことや、掛金負担を抑えたメニューがあることを周知しながら、関係団体と連携して加入を推進。 ・2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、農業水利施設、海岸の整備や水田の貯留機能向上による流域治水対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策、農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策等を実施し、2025年度までの5か年で防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図る。また、ため池については、決壊による周辺地域への被害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律等に基づく各種規定を着実に実施。 ・自然災害発生に予め備え、災害に強い園芸産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画 (BCP) の策定とBCPに基づく対策を実施。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.19】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み 7①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進 8⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加 ○2024年度までに中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○交流人口 925万人（2013年）→1,027万人（2014年）→ 1,099万人（2015年）→1,126万人（2016年）→ 1,187万人（2017年）→1,212万人（2018年）→ 1,207万人（2019年）（※目標：1,300万人（2020年）） ○地域資源活用地区 216（2020年度）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の拡充・強化による地域コミュニティの活性化の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。2019年度は、227万4千haの農用地で取組を実施。 ・中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。2019年度は、66万5千haで取組を実施。また、集落戦略策定や集落機能強化等の取組を支援。 ・食料・農業・農村基本計画（2020年3月31日閣議決定）の具体化を図るため、有識者を交えた「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を開催し、関係府省と連携した農村政策の進め方や実態把握・課題解決の仕組み、放牧や鳥獣緩衝帯等の多様な農地利用の在り方等について検討。 <p>【条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策）により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源の活用を通じた所得や雇用の増大を図る取組を支援（2020年度は90地区を支援）。 <p>【基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（2020年度は16地区を支援）。 <p>【地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度において、地域おこし協力隊として、全国1,065自治体で5,560名が活動。 <p>【「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域</p>

【シート No.19】

	<p>拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年からを「道の駅」第3ステージとして位置づけ、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となり、ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献するための取組として、キャッシュレスの導入や多言語対応等を推進。 ・高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保や物流の効率化のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、2019年11月に本格導入した道の駅「かみこあに」（秋田県）に続き、2021年4月に道の駅「奥永源寺溪流の里」において本格導入。 <p>【棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域振興法に基づき、2021年4月時点で642地域の指定棚田地域を指定、118計画の指定棚田地域振興活動計画を認定。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、農山漁村が有する豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を推進する取組を総合的に推進。 ・農村政策と土地利用に関する両検討会による中間とりまとめを踏まえ、具体的な取組を実施。 ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・「地域おこし協力隊」については、2021年度において、全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、サポートデスクによる相談体制の確保、OB・OGネットワークづくりの推進等により、地方公共団体の自主的な取組を推進。 ・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。 ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。 ・中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（地創）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

【シート No.20】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり</p>
<p>関連する目標</p>	<p>関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>925万人（2013年） →1,027万人（2014年） → 1,099万人（2015年） →1,126万人（2016年） → 1,187万人（2017年） →1,212万人（2018年） → 1,207万人（2019年）（※目標：1,300万人（2020年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援（2019年度までに全国259地域の受入体制の整備を支援）。 ・内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 ・農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、障害者等の雇用・就労を目的とした農業生産施設の整備等を支援（2020年度は全国59地区を支援）。 ・農福連携の認知度向上のため、メディア等を活用した戦略的プロモーションを実施するとともに、国民的運動として農福連携を応援するため、優良事例の表彰（ノウフク・アワード）を開催。 ・「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、農山漁村の資源を活用した旅行商品開発等の取組を支援（2020年度は、例えば山梨県北杜市において、農園でのキャンプツアー体験等の旅行商品の磨き上げを支援）。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携について、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備や、ノウフク・アワード等の農福連携等応援コンソーシアムの活動を通じた国民的運動による取組の輪の拡大等により推進を図る。 ・引き続き、農泊食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）を拡大し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信することでインバウンドの促進を図るとともに、これを輸出につなげる取組を推進。 ・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討していく。 ・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き推進し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

【シート No.21】

具体的施策 〈展開する施策〉	7③優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	925万人（2013年） →1,027万人（2014年） → 1,099万人（2015年） →1,126万人（2016年） → 1,187万人（2017年） →1,212万人（2018年） → 1,207万人（2019年）（※目標：1,300万人（2020年））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰事業「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組の実施（2020年度（第7回）：28地区と4名を選定）に加え、優良事例の横展開の一層の推進及び優良事例地区の知名度向上を図る観点から、特設ホームページにおいて「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区の取組事例の紹介を行うとともに、選定された優良事例の横展開に資するウェブセミナーを2021年3月に開催。 ・農山漁村の振興に関する取組や地域資源などの優良事例約1,500件を農山漁村ナビにより情報発信。動画の掲載や地図検索機能を拡充。デジタル広報を実施。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事例の選定に加え、これまでの選定地区の取組のさらなる発展や拡大を目的とし、起業促進プロジェクト「INACOME（イナカム）」と連携したウェブセミナーを開催。 ・選定地区の取組の更なる知名度向上のため、特設ホームページにおいて情報発信を強化。 ・農山漁村ナビについて、掲載事例を更新・拡充し、サイトの質の向上を図る。
府省庁名	農林水産省

【シート No.22】

具体的施策 〈展開する施策〉	7④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	925万人（2013年）→1,027万人（2014年）→ 1,099万人（2015年）→1,126万人（2016年）→ 1,187万人（2017年）→1,212万人（2018年）→ 1,207万人（2019年）（※目標：1,300万人（2020年））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地貸借法等に基づく都市農地の貸借（2020年3月末の認定等の実績：174件、30ha）について、相続税納税猶予が継続するよう措置。 ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援 ②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出 ③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援 ④現場から情報発信するための広報活動の支援 ⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援 ・社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和するとともに、交付対象事業に地方公共団体及びみどり法人が都市農地貸借法等により生産緑地を借りて開設する市民農園を追加。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地貸借法の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。 ・都市農業の多様な機能の発揮を引き続き促進するとともに、都市農地の貸借が伴う取組を優先的に推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

【シート No.23】

具体的施策 〈展開する施策〉	7⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	925万人(2013年) →1,027万人(2014年) → 1,099万人(2015年) →1,126万人(2016年) → 1,187万人(2017年) →1,212万人(2018年) → 1,207万人(2019年) (※目標:1,300万人(2020年))
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【歴史や伝統ある棚田や疎水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、地域の創意工夫を活かした取組の実施に向け、棚田地域振興法(2019年8月施行)に基づき、関係省庁で連携して総合的に支援。2021年4月時点で642地域の指定棚田地域を指定、118計画の指定棚田地域振興活動計画を認定。 ・中山間地域等直接支払交付金により、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援(2019年度は、2018年度から1.1千ha増の66万5千haに取組面積が拡大)。 <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金(地域活性化対策)により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に資する取組を支援(2020年度は全国98地域協議会を支援。)
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、引き続き関係省庁で連携して総合的に支援。 ・中山間地域等において引き続き農業生産活動の継続的な実施を図る。 ・農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を推進。 ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・国土レベルでの生物多様性の保全上重要な里地里山については、引き続き、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」によりPRを行い、生物多様性に配慮した持続可能な里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な取組を推進。
府省庁名	農林水産省、環境省、内閣府(地創)、国土交通省、総務省、文部科学省

【シート No.24】

具体的施策 〈展開する施策〉	7⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
関連する目標	持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創出
目標の進捗状況	2017 年度から 2020 年度末までに農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、554 地区を支援
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・農泊の実施体制の構築、地域資源を活用した食事メニューや体験・交流プログラムの開発、農家民宿や古民家等の整備への支援を行うとともに、優良地域の国内外へのプロモーションを実施。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・農泊の推進による農山漁村の所得向上と雇用の創出を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備、宿泊・食事・体験交流プログラムの一層の質の向上、オンライン予約サイトへの登録促進、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設等の整備等を推進するとともに、こうした着地整備等を行った上で、日本政府観光局（JNTO）と連携した情報発信などの国内外へのプロモーションを行う。 ・このほか、漁業地域における「渚泊」については、集出荷機能等の集約により活用可能となった漁港ストックを最大限活用し、体験交流の促進やそのための施設の整備等を推進するとともに、地元漁業関係者や民間企業、大学といった多様な事業主体との連携を通じて、ビジネスとして実施するための体制を強化する。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

【シート No.25】

具体的施策 〈展開する施策〉	7⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
関連する目標	2025 年度までにジビエ利用量を 2019 年度の水準から倍増
目標の進捗状況	2,008 トン（2019 年度）（※目標：4,000 トン（2025 年度））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策の中心となる鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊について、優良事例の普及啓発活動等を実施することにより、設置市町村が1,218 市町村（2018 年 4 月末：1,183 市町村）まで増加し、その隊員数についても 39,924 人（2018 年 4 月末：37,279 人）まで増加。 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、特措法に基づく市町村の被害防止計画に即した全国各地での地域ぐるみの取組を継続的に支援。特に、2020 年度からは捕獲従事者への現場研修、侵入防止柵の再編整備等の取組について支援。 ・ ジビエ利用の拡大に向けて、ジビエ利用モデル地区を 16 地区整備し、利用量の拡大を推進。 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、利用できる個体をすべて利用するジビエフル活用に向けて、広域集荷体制の整備、人材育成等を継続的に支援。 ・ 国産ジビエ認証制度を 2018 年 5 月に制定し、認証機関として 2 機関を登録、認証施設として 24 施設を認証（2021 年 5 月末）。 ・ 飲食店等でジビエメニューを提供する全国ジビエフェアを 2018 年度から開始し、2020 年度では 1,143 店舗が参加（2020 年 11 月～2021 年 3 月開催）。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、2021 年度は捕獲頭数の増加に応じた捕獲活動経費の上乗せ、捕獲サポート体制の構築を推進。また、野生鳥獣の広域的な捕獲や農業者等の多様な者の参画、ICT による捕獲技術の普及等を促進。戦略的に各種対策を組み合わせることにより、引き続き鳥獣被害対策の強化を図る。 ・ 処理頭数の増加、未利用部位の活用、ペットフード利用等により、ジビエ利用量を増加させ、2019 年度の水準から 2025 年度までに倍増（4,000 トン）させることを目標とする。 ・ 目標達成に向け、2021 年度はジビエ未利用地域における処理加工施設の整備を優先的に推進。また、需要開拓や国産認証制度の普及を図りつつ、人材育成やモデル地区の取組の横展開を進めるなど安全・安心なジビエの供給体制の整備を推進する。併せて、処理加工施設と加工・流通・販売事業者の連携を促進し、安定供給体制を構築する。 ・ 今後とも関係省庁が連携して鳥獣被害対策及びジビエ利活用を推進する。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省

【シート No.26】

具体的施策 〈展開する施策〉	8③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
関連する目標	2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トン（2019年106万トン）まで拡大
目標の進捗状況	106万トン（2019年）（※目標：145万トン（2030年））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出や加工・業務用等の新たな需要に応える園芸作物の生産体制の強化に向けて、新たに、 <ul style="list-style-type: none"> ①農業用ハウスや樹園地等の経営基盤の継承の円滑化 ②農業者・産地と協働して新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化等の取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。 ・新たな「果樹農業の振興を図るための基本方針」及び「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を公表（2020年4月）。 ・牛ふん堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p>【野菜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水田を活用した加工・業務用野菜の産地化 ②複数産地の連携等による周年供給体制の構築 ③地縁的なまとまりにとらわれず生産の安定化・供給量調整等を行う新たな生産事業体の育成等を推進。 <p>【果樹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①省力樹形の導入等による労働生産性の向上 ②平坦で作業条件のよい水田等を活用した新産地の育成 ③苗木・花粉の生産・供給体制の強化等を推進。 <p>【花き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性向上に対応した新品種・新技術の開発・普及、暑熱対策等による周年供給体制の確立 ②国際園芸博覧会等を活用した海外需要の創出 ③需要構造の変化に対応した日常生活における花きの利用拡大等を推進。 <p>【土づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、牛ふん堆肥等の活用による土づくりを推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.27】

具体的施策 〈展開する施策〉	8⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）において、食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備を支援。 <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械のリース導入・取得等を支援。 ・農業支援サービス事業育成対策において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援 <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出重点 27 品目について、1,261 輸出産地・事業者をリスト化。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組を引き続き推進。 <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械等のリース導入・取得等を推進。 ・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を引き続き推進 <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスト化した輸出産地・事業者においては、2021 年度を目途に、輸出促進法に基づく輸出事業計画を策定し、当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確化。
府省庁名	農林水産省、財務省

【シート No.28】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9①新たな森林管理システムの構築と木材生産流通構造改革等</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万³mに増加(2009年:1,800万³m) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万³m(2009年)→3,099万³m(2019年) (※目標:4,000万³m(2025年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額2,500億円(2015年)→3,403億円(2019年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林経営管理制度を2019年4月から開始。7割の市町村が取組を開始し、そのうち150を超える市町村が経営管理権を取得する見込み(2021年3月末時点)。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野における樹木採取権の設定規模の検討の一環として、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等に関する調査(マーケットサウンディング)を2021年3月に開始。 ・災害の激甚化や木材の効率的な輸送といった課題に対応するための路網整備のあり方を検討する「今後の路網整備のあり方検討会」において、災害に強く木材の大量輸送等に対応した林道の開設・改良に集中的に取り組むこと等を内容とした今後の路網整備の方向性について整理し、2021年1月に公表。 ・改正森林組合法が2021年4月1日に施行され、森林組合の経営基盤強化のための措置(組合間連携手法の多様化、後継世代や女性の参画の拡大、理事会の活性化)が導入された。 ・ICTを活用したスマート林業の推進、早生樹等の利用拡大、自動化機械や木質系新素材の開発等の「林業イノベーション」の取組を推進し、生産性等の向上を図った。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に推進するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。また、森林経営管理制度を円滑に運用するための技術者養成等により、市町村等の支援体制を構築。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木採取権制度について、地域の木材需要の動向を見極めつつ、2022年度までに当面10か所程度でパイロット的な区域の指定を行うとともに、大規模なものも含め、2022年度からの樹木採取区の指定等に向け、マーケットサウンディングを踏まえ検討する。 ・引き続き、意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化推進、木材の効率的な輸送を可能とする強靱な林道等の路網整備の推進、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等により、原木生産の集積・拡大を進める。 ・改正森林組合法によって整備された経営基盤強化のための措置が活用されるよう、都道府県や全国森林組合連合会と連携し、森林組合

【シート No.28】

	<p>の自主的な取組を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、都市部における木材需要の拡大に向けた技術開発や普及、バイオマス利用促進に向けた地域内エコシステムのモデル構築、高付加価値木材製品の輸出拡大等により、引き続き、木材の需要拡大・利用促進を進める。 ・引き続き、製材工場、合板工場等の生産性向上等を推進し、木材産業の生産性向上を図る。 ・SCM推進フォーラム設立等による簡素で効率的なサプライチェーン構築の全国展開、関係者のマッチングを推進するデータベースの活用促進、コーディネーター育成・活動推進等により、引き続き、流通全体の効率化を進める。 ・「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を着実に進め、林業の成長産業化を実現するため、異分野の技術探索や先進技術方策の検討を行う「林業イノベーションハブセンター（Mori-Hub（森ハブ））」を設置するとともに、ICTを活用した資源管理・生産管理を行うスマート林業、早生樹・エリートツリー等の利用拡大、造林作業等の自動化機械や木質系新素材の開発等による「林業イノベーション」の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、国土交通省

【シート No.29】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万m³に増加（2009年：1,800万m³） ○CLT（直交集成板）について2024年度までに年間50万m³程度の生産体制を構築 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万m³（2009年）→3,099万m³（2019年） （※目標：4,000万m³（2025年）） ○CLTの生産体制：0万m³（2013年）→8万m³（2020年） （※目標：50万m³（2024年）） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,403億円（2019年） （※目標：2,500億円を倍増（2028年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議（第11回）（2021年3月）において2021年～2025年を期間とする新たなCLTの普及に向けたロードマップを策定。 ・2020年度に、CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備、CLT床遮音性能向上等の技術開発、木造中高層建築の普及に向けた設計者やゼネコン等を対象とした研修等を支援。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定（2013年度末1,384市町村（79%）→2020年2月末1,618市町村（93%））。 ・公共建築物の木造率（床面積ベース）は、法律が制定された2010年度着工では8.3%→2019年度着工では13.8%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、同期間で17.9%→28.5%に向上。 <p>【地域材等を活用した建築物等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物等における木材利用の促進に向け、木材の需要者である建設事業者、設計事業者や実際にこれら建築物の施主となる企業が一堂に会する懇談会（ウッド・チェンジ・ネットワーク）の第4回会合を2021年3月に開催し、課題解決に向けた取組を支援。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLTの普及に向けた新ロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。 ・モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進や、SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」など普及の取組を総合的に推進。 ・製造メーカー間の連携等による安定供給体制の構築、低コスト化に向けた技術開発等を推進。 ・設計者・施工者等に向けた講習会等を引き続き実施するとともに、設計者への一元的サポートを推進。 ・CLTの活用範囲を広げるため、建築以外の分野での活用を推進。

【シート No.29】

	<p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した公共建築物について、林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例等について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働き掛けを強化。 ・民間部門（医療・福祉関係者等）が整備する施設が低層公共建築物の過半を占める状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を促進。 <p>【地域材等を活用した建築物等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上から川下までの連携による地域材等を活用した構造材、家具・建具等の普及啓発の取組を引き続き推進。 ・ウッド・チェンジ・ネットワークにおいて、木材利用に関する課題の特定や解決方策、木材利用に向けた普及のあり方等について協議、検討を行い、木材が利用しやすい環境づくり、日本全国に木材利用を広げていくプラットフォームづくりを推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

【シート No.30】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を 2025 年までに 4,000 万³m³に増加（2009 年：1,800 万³m³） ○2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015 年：2,500 億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800 万³m³（2009 年）→3,099 万³m³（2019 年） （※目標：4,000 万³m³（2025 年）） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500 億円（2015 年）→3,403 億円（2019 年） （※目標：2,500 億円を倍増（2028 年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】 ・2019 年に 693 万³m³の間伐材等由来の木質バイオマスを利用。 ・経済産業省や関係事業者団体等と林業・木質バイオマスの成長産業化に向けた研究会を開催し、2020 年 10 月に報告書を取りまとめた。</p> <p>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】 ・セルロースナノファイバー（CNF）、改質リグニンなど木の成分を使用した木質系新素材の開発と実用化に向けた技術移転の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、CNF等を活用した製品の早期商用化に向けた支援、炭素循環社会に貢献する CNF 関連技術の開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の実証等を行った。</p> <p>【木材輸出の促進】 ・2020 年の木材輸出額は 357 億円。 ・中国等におけるモデル住宅・モデルルームの活用等による日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組などへの支援を行ったほか、輸出向け製品の規格化に向けた環境整備、国内外での技術講習会の開催等を実施。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】 ・引き続き、2025 年のパルプ/チップ用としての利用量のうち 800 万³m³をエネルギー源として利用することを目標とし、木質燃料製造施設や木質バイオマスボイラー等の整備を推進。 ・また、「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）の構築に向け、引き続き、協議会運営、技術開発等の取組を推進。 ・木質バイオマス発電の発電事業としての自立化と、木質バイオマス燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、経済産業省や関係事業者団体等と行った研究会報告書の具現化に向け、早生樹等の活用に向けた実証事業などの取組を経済産業省と連携して実施。</p> <p>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】 ・農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至る CNF、改質リグニン等に係る研究開</p>

【シート No.30】

	<p>発を継続して実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度は、木材を由来とするプラスチック代替素材も含めた木質系新素材の開発の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、CNF等を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションの支援、CNF製造コストの低減、用途に合った複合化技術等の技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の実証等に取り組む。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の着実な実行のため、2021年度は、日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動、高耐久木材の輸出環境調査、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組等を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

【シート No.31】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>9④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万m³に増加(2009年:1,800万m³) ○2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万m³(2009年)→3,099万m³(2019年) (※目標:4,000万m³(2025年)) ○間伐等の実績:37万ha(2019年度) (※目標:毎年52万ha) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額: 2,500億円(2015年)→3,403億円(2019年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を活用し、市町村が森林の公的な管理をはじめとする森林整備等を実施。 ・改正間伐等特措法が2021年4月1日に施行され、特定母樹から育成された苗木(特定苗木)を用いた再造林を推進する特定植栽の仕組みが開始。 ・林業関係者が主体となったシカの捕獲等の実施とその成果を普及するマニュアルの整備とともに、新たなシカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林における国土保全のためのシカ捕獲事業を実施。また、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備等を実施。 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、森林の防災・保水機能を発揮させるため、山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等を対象に治山施設の整備等による流木、土石流、山腹崩壊の抑制対策等や間伐等の森林整備を実施するとともに、防災機能の強化に向けた林道の整備等を実施。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林整備の低コスト化を図りつつ、間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・引き続き、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施。 ・引き続き、国土強靱化加速化対策に基づき森林整備・治山対策を着実に推進。 ・引き続き、成長に優れた苗木等を開発・育成。また、改正間伐等特措法により、間伐等の実施や特定母樹の増殖、特定苗木を用いた特定植栽を推進し、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、引き続き、シカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林等における国土保全のためのシカ捕獲を実施。また、引き続き、鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。

【シート No.31】

	【地域住民等による森林管理活動の推進】 ・全国で地域の特性に応じた森林の保全管理等の取組や、関係人口の創出を通じた取組など、山村活性化の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

【シート No.32】

具体的施策 〈展開する施策〉	10①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2030年までに魚介類生産量を536万トンに向上（2018年：395万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量395万トン（2018年）→371万トン（2020年概算値）
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、2021年3月末時点で579地区で策定され、プランに基づく取組を実施。 ・資源管理の一層の高度化を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①改正漁業法に基づき、最大持続生産量（MSY）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築するため、2020年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定。 ②資源管理計画について、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、引き続き評価・検証を実施しつつ、改正漁業法に基づく資源管理協定へと移行し、バージョンアップを図る。 ・漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進。 ・「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、減少している漁獲量を2010年頃と同程度まで回復（目標444万トン）させる。このため、2023年度までに、以下の具体的な取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施する。 ②漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。 ③2021年度から改正漁業法に基づくIQ管理を順次導入し、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には原則導入する。 ④資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行し、管理目標を定め、この達成を目指していく。 ・資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行するとともに、管理目標を定め、この達成を目指していく。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い操業・生産体制へ転換する。
府省庁名	農林水産省

【シート No.33】

具体的施策 (展開する施策)	10②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2030年までに水産物輸出額を1兆2,000億円に増大(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	水産物輸出額1,700億円(2012年)→2,276億円(2020年)
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定)等に基づき、以下の取組等を実施。 ①海外市場の拡大のため、JFOODOと連携し、香港、台湾及び米国におけるプロモーション活動を支援。 ②水産加工施設のHACCP対応等の推進のため、農林水産省による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始。2021年3月末現在までに農林水産省において45施設、厚生労働省において46施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。 ③流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を34%(2019年度)に向上。 ・輸出関係手続(検査等)の見直し等による輸出環境の整備。具体的には、北海道、広島県、福岡県のシンガポール向け活ガキ輸出に必要な衛生プログラムをシンガポール側に提出した。また、米国向けブリ輸出拡大に必要な薬剤残留基準(インポートトレランス)について1剤の設定を米国側へ申請。 ・水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大を支援。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットイン輸出への転換を図り、海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に生産・販売する体制を整備する。 ・水産物の輸出に関連し、国際基準の水産エコラベル等輸出先が求める認証の取得を推進。 ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、品目団体の組織化、JETRO・JFOODOによる品目団体・事業者への支援等を推進。 ・流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(2016年度)からおおむね50%(2021年度)に向上。また、高度衛生管理型荷さばき所と冷凍・冷蔵施設等との一体的整備による集出荷機能の強化を推進。 ・養殖水産物の生産機能の強化を図るため、養殖の生産拠点として養殖場・漁港の一体的整備を推進。 ・米国向けブリのインポートトレランス申請、豪州向けサケ科魚類の輸出解禁協議など、水産物の輸出拡大に向けて輸出先国の輸入規制の撤廃を働きかけ。 ・生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築、加工原料の安定供給を図る取組、消費者の家庭食需要等に対応した水産物消費を推進する取組を推進。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

【シート No.34】

具体的施策 〈展開する施策〉	10③浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上 （2012年：28.4kg/人年）
目標の進捗状況	魚介類消費量23.7kg/人年（2018年）→23.8kg/人年（2019年概算値）
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>プライドフィッシュ：278魚種を選定済み（2021年4月末）。 ファストフィッシュ：これまで計22回の選定で、のべ706社 3,342商品を選定し、2020年度も公募を実施。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、2021年3月末までに159団体または個人が登録済。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を推進。 ・浜の課題解決に向け、オンラインで、技術やアイデアを有する企業と浜との連携を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.35】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>10④水産政策改革の着実な推進</p>
<p>関連する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2023 年度までに、資源評価対象魚種を 200 種程度まで拡大（2020 年度：119 種） ○ 2023 年度に、主要な漁協・産地市場から 400 市場以上を目途に産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集 ○ 2023 年度までに、漁獲量ベースで 8 割を T A C 管理とする（2016 年度から 2018 年度までの平均：約 6 割） ○ 2023 年度までに、T A C 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に I Q を原則導入
<p>目標の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源評価対象魚種を 192 種に拡大 ○ 産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集する体制の整備に着手 ○ M S Y ベースの T A C 管理を 2021 年漁期から 8 魚種（漁獲量 6 割）で導入、T A C 魚種拡大に向けたスケジュールを公表 ○ 2021 年漁期からサバ類の大中型まき網漁業に I Q 管理を導入
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「水産政策の改革について」（平成 30 年 6 月 1 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、別紙 8）、「規制改革実施計画」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、以下の措置を実施。 ①2018 年 12 月 14 日に公布された改正漁業法に係る政省令等の整備を行い、改正漁業法が 2020 年 12 月 1 日に施行。 ②改正漁業法に基づき、最大持続生産量（M S Y）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築するため、2020 年 9 月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定。 ③産地市場・漁協から水揚げデータを収集し、改正漁業法に基づく許可漁業等の漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減した報告を可能とする電子的情報収集体制の整備に着手。 ④高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援。 ⑤養殖業成長産業化推進協議会での議論を経て、2020 年 7 月に生産から販売・輸出に至る「養殖業成長産業化総合戦略」を策定。 ⑥養殖振興に向けて、低コスト飼料の開発や大規模沖合養殖システム導入等を支援する事業を実施。 ⑦水産バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を図る取組を支援。 ⑧違法に採捕された水産動植物の流通過程での混入や I U U 漁業由来の水産動植物の流入を防止するため、水産流通適正化法を制定。（2020 年 12 月 11 日公布） ⑨近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士 1 名の乗組による航行を可能とする海技資格制度の見直しを実施。 ⑩魚病対策の迅速化を図るため、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標を公表するとともに、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」体制を整備し、魚類防疫員、獣医師らによる遠隔診療については、初診から実施可能であることを明示した通知を発出した上で積極的な活用について周知。 ⑪海洋状況表示システム「海しる」を活用し、漁業権の情報をマップ化。

【シート No.35】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理など個別テーマに関する現場への説明を行うとともに、都道府県等からの問い合わせに対応すること等を通じて、改正漁業法の適正な運用を図る。 ・「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に進め、新たな資源管理システムを構築し、減少している漁獲量を平成22年と同程度まで回復させる（2018年331万トン→2030年444万トン）。 ・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化の検討を進める。 ・全国の産地市場・漁協のうち400市場以上を目途として、産地市場情報（水揚げ情報）が情報収集できる体制を構築。 ・引き続き、高性能漁船等の導入・実証等を進める。 ・養殖業成長産業化総合戦略に基づき、ブリ、マダイ、サーモン等の「戦略品目」の生産拡大を図るとともに、生産性向上、餌料の開発、魚病防止技術の開発、品種改良を実施する。また、事業性評価を行うことで、マーケットイン型養殖業の実現に必要な実証・普及を行う。 ・養殖の生産拠点として養殖場及び漁港における養殖水産物の生産・流通に資する施設の一体的整備を推進する。 ・輸出を視野に入れ、物流の効率化、品質・衛生管理の強化等、流通構造の改革を進める。 ・AI、ICT、ロボット等の活用により、荷さばき、加工現場の自動化・低コスト化、高鮮度維持技術、トレーサビリティ導入等を通じて、情報流と物流を効率化し高付加価値化を実現する。 ・水産流通適正化法の施行に向け、対象魚種の指定や電子化等について、関係事業者の負担軽減にも配慮しつつ検討を進める。 ・水産物及び漁業生産資材の流通に関して、不適切な取組を未然に防止するためのガイドラインを策定し、現場への浸透を図る。 ・外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、引き続き、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化する。 ・密漁対策のための罰則強化の効果を最大限活かせるよう、関係機関と連携した取締りを推進するとともに、地域における密漁対策を実施する。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、国土交通省</p>

【シート No.36】

<p>展開する施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11①復興交付金等を活用した施策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進 ○漁港施設については2018年度までに復旧、海岸保全施設については2020年度までに復旧・復興を概ね完了 ○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農再開可能な農地面積 18,390ha（2019年度）→18,560ha（2020年度） （※目標：約18,650ha（復旧対象農地19,690haの約95%）（2021年度）） ・岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数（部分的に回復したものを含む。） 319漁港（2019年度）→319漁港（2020年度） （※目標：319漁港（2018年度）を達成） ・本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 449地区（2019年度）→527地区（2020年度） （※目標：621地区（2020年度）） ・本復旧工事を実施した防災林（復旧事業実施中のものも含む。） 延長162km（2017年度）→164km（2018年度） （※目標：164km（2020年度））
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地について、復旧・復興を契機とした大区画化への取組を2020年度までに8,160haで実施。 ・海岸防災林について、災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等の工事について要復旧延長164kmすべてに着手し、このうち2020年度末時点で原子力災害被災地域の一部等を除いた145kmについて完了した。 ・福島県の水産業については、試験操業を2020年度で終了し、2021年度以降は本格操業への移行期間と位置付け、段階的に操業を拡大する予定。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地（福島県）については、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。また、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を引き続き実施。 ・海岸防災林については、引き続き、復旧・再生を推進。 ・操業支援については、本格的な操業への円滑な移行を引き続き推進。 ・福島イノベーション・コースト構想に基づき、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、実証研究を推進するとともに、2021年度から、福島県浜通り地域に社会実装拠点を設置し、得られた成果を普及。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁</p>

【シート No.37】

具体的施策 〈展開する施策〉	11②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく 各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム化による水産加工業等再生モデル事業（2020年度）により、人材活用や販路開拓等、地域ごとの課題解決に向けて、複数事業者が連携して行う先進的な取組（7事業）を支援。 ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。 ・ また、創造的な産業復興を実現するために、産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、2014年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化し重点を取りまとめ。
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被災地域における農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了。また、このような復旧とあわせて、農地の大区画化など生産の効率化・高付加価値化の取組も進展。 ・ 漁業の水揚げや水産加工業の売上げは回復途上。 <p>【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい東北」官民連携協議会の下、被災地で活動する多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進するとともに、きめ細かなハンズオン支援や意欲的な挑戦の情報発信に取り組んだ。 ・ 2020年度被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では、被災地の農林水産業等の販路拡大等を支援。（4グループ、16事業者） ・ 協議会の下に設立した販路開拓支援チームでは、被災地の水産加工業等が抱える販路開拓等の課題の克服に向け、企業・団体間で連携を進める取組を実施。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地震・津波被災地域農地等の整備の完了を目指すとともに、特に復旧が遅れている福島県における営農再開の加速化に向けて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進を図る。 ・ 引き続き、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を推進。 ・ これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・ 2021年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

【シート No.38】

具体的施策 〈展開する施策〉	11③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（2021 年 3 月末現在 1,665 件）。 ・ 復興庁と関係府省庁とが連携し、各府省庁のイントラネットを活用したオンラインによる福島県産品のマルシェを実施（2020 年度は 18 府省庁にて実施。） ・ 農林水産省と関係省庁が連携し、2012 年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2020 年度は 3 月に発出）。 ・ 復興大臣が経済 3 団体のトップとオンラインで面会し、被災地産品の利用等を要請（2021 年 3 月）。 ・ 被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2015 年度から開始。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、Web 商談会（延べ 52 社参加）を開催）。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度においても、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、①第三者認証 GAP、有機 JAS 認証、水産エコラベル等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進、⑤県産品のブランド力向上に向けた競争力強化支援等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に推進。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度においても、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。 ・ 2021 年度においても、インターネット等を活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・ 2021 年度においても、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 ・ 2017 年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、引き続き福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度においても、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・ 2021 年度においても、展示会等での福島県産品の PR や福島県産品の販売等を実施。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度においても、水産加工業の販路回復を推進。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省

【シート No.39】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>12①ポストコロナ時代における食料安全保障の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【食料安全保障政策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や異常気象等により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策等を示した「緊急事態食料安全保障指針」を2021年1月に改正。主な改正内容は、①新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を踏まえ、我が国の食料供給に影響を及ぼす緊急の要因（リスク）として「感染症の流行」を追加、②平時から関係府省との連携を強化するため、農林水産大臣を本部長とする「緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合」の下に、事務レベルの会合を設置。 ・外部の有識者を交え、①大規模自然災害や異常気象、②家畜の伝染性疾病、③新型コロナウイルスのような新たな感染症の3つの事態について、リスク分析・評価を実施し、2021年1月に公表。 ・関連業界に対し、新型コロナウイルスによる影響と食料安全保障上の懸念に関する実態調査及びリスクコミュニケーションを実施。 ・近年の国内外の食料需給の変化に加えて、今般の新型コロナウイルス感染症による影響や今後の施策の方向性について、有識者の知見を得るため、「食料安全保障アドバイザリーボード」を設置し、施策の検証を随時行える体制を構築。2021年2月以降、定期的に会合を開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大による食料供給への影響や食料の安定供給に関するサプライチェーン上の課題、緊急事態食料安全保障指針の見直し方針等について議論。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算において、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化の推進や営農技術に導入等による産地の生産体系の強化・生産の効率化を推進。 <p>【加工食品や外食・中食向け原料の国産への切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜については、需要が拡大する加工・業務用野菜の生産体制を強化するため、水田を活用した新たな産地の育成、産地における農産物処理加工施設・集出荷貯蔵施設の整備等を支援。 <p>【フードサプライチェーンの多元化・強靱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活様式下での持続的な流通体制を実現するため、データ連携システムの構築、ICTを活用した業務の省力化・自動化等サプライチェーン全体の合理化に向けた取組を支援しているほか、新たな生活様式下での外食事業者の事業継続を実現するため、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換等を支援。 ・都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した災害・防災対応を行うための施設整備を支援。 ・GFVC推進官民協議会を通じて、我が国食産業の海外展開を総合的に支援。輸出拡大等のため、世界的なバリューチェーンの再構築を踏まえ、我が国食産業の海外展開を維持・拡大していくことが、

【シート No.39】

	<p>生産者等の所得向上に重要。</p> <p>【持続的な食品流通モデルの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな生活様式への対応にも資する、トレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築、データ連携の効果を発揮しうるICTを活用した業務の省力化・自動化等の取組を支援。 <p>【輸入食料の安定的確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の主要穀物等の需給の動向と見通しについて、省内外から収集した国際的な食料需給に係る情報を集約し「海外食料需給レポート」として、毎月公表。（2018年5月～2021年4月） ・食料の安定的輸入を確保する観点から、主要穀物等の主な生産地帯について、衛星観測から得られる気象データ等を地図やグラフで可視化しモニタリングする「JASMA I（農業気象情報衛星モニタリングシステム）」を2021年1月より一般公開。 ・WTOやG20農業大臣会合等において、食料の安定的確保に向けた国際協調を推進。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【食料安全保障政策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料安全保障アドバイザリーボードにおける議論等を踏まえ「緊急事態食料安全保障指針」を一部改正。 ・コロナ禍における消費者の購買行動の変化（店頭における食料品の品薄・欠品等）について、報道やSNSなどの動向との関係性を踏まえつつ、調査・分析。 ・食料安定供給ワーキンググループの活用による情報収集・提供体制を強化 ・指針に基づくシミュレーション演習を実施。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、産地の生産体系の強化・生産の効率化を推進。 <p>【加工食品や外食・中食向け原料の国産への切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミールキット、カット野菜等など、需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜の生産体制を整備するため、引き続き水田を活用した加工・業務用野菜の産地化、農産物処理加工施設・集出荷貯蔵施設等の整備等を推進。 <p>【フードサプライチェーンの多元化・強靱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな生活様式下での持続的な流通体制を実現するため、データ連携システムの構築、ICTを活用した業務の省力化・自動化等サプライチェーン全体の合理化に向けた取組を推進。 ・引き続き、新たな生活様式下での外食事業者の事業継続を実現するため、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換等を推進。 ・引き続き、都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した災害・防災対応を行うための施設整備を推進。 ・海外進出企業の事業環境整備や、進出時に知財・ノウハウの流出を防止するよう取組を検討。

【シート No.39】

	<p>【持続的な食品流通モデルの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな生活様式への対応にも資する、トレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築、データ連携の効果を発揮しうるICTを活用した業務の省力化・自動化等の取組を推進。 <p>【輸入食料の安定的確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、省内外から国際的な食料需給に係る情報を収集するとともに、穀物等の需給情報以外の様々なリスクについても情報収集を行い定期的にレポート公表を行う。 ・引き続き、衛星データを活用した主要穀物等の主な生産地帯の気象情報モニタリングシステムを一般公開するとともに、更なる活用方法を検討する。 ・引き続き、WTOで輸出規制措置の透明性向上と規律の明確化への提言をするなど食料安全保障上の影響回避に向けた国際協調を推進。 ・新型コロナウイルスの蔓延等の緊急時における、農業市場情報システム（AMIS）の情報収集能力の強化を推進。 ・OECD、FAOといった国際機関と連携し、食料や資材の流通停滞の要因調査等を行い、我が国及び世界の食料安定供給に資する国際的なガイドラインを策定。 <p>【食と農のつながりの深化に着目した官民協働の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力を、メディア・SNS等を活用して発信。 ・農業・農村に対する国民の理解を醸成するため、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを開催。
府省庁名	農林水産省

【シート No.40】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11②「みどりの食料システム戦略」の策定・実践</p>
<p>関連する目標</p>	<p>食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を2021年5月までに策定。</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>「みどりの食料システム戦略」を2021年5月12日に策定・公表し、戦略の具体化に向けた取組を実施。</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【みどりの食料システム戦略の策定】 「みどりの食料システム戦略」を策定・公表（2021年5月12日）。</p> <p>【持続可能な食料システムの構築】 ・2050年までに目指す姿として、 ①農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現 ②化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減 ③化学肥料の使用量を30%低減 ④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大 ⑤2030年までに持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現 ⑥2030年までに食品製造業の労働生産性を3割以上向上（2018年基準） ⑦エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大 ⑧2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復させることを目指す ⑧ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現 等の目標を設定。</p> <p>【再生可能エネルギーの地産地消】 ・農山漁村の脱炭素を促進する観点から、再生可能エネルギーの地産地消の取組を重点的に支援。</p> <p>【国連食料システムサミット等での発信】 ・2021年9月に開催予定の国連食料システムサミットに向けた対話の促進。 ・アジアモンスーン地域等の国々への説明及び連携の働きかけ。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【みどりの食料システム戦略の具体化】 ・「みどりの食料システム戦略」の現場への集中周知（2021年6月～9月）。 ・補助・投融資・税・制度等の政策誘導の手法の段階的な見直し。 ・農林水産省温暖化対策計画の改定（2021年中）。 ・農林水産省温暖化適応計画の改定（2021年中）。 ・農林水産省生物多様性戦略の改定（2021年度中）。</p> <p>【持続可能な食料システムの構築】 ・CO2ゼロエミッション化に向けて、園芸施設における高速加温型ヒートポンプや産業廃熱等の超高効率な蓄熱・移送技術・放熱技術の開発、新技術の低コスト化けに向けた現場実証や林業機械・漁船・用排水機の省エネ化、RE100を実現した超精密環境制御施設、農林業機械・漁船の電化・水素化等に向けた技術開発を推進。 ・有機農業に関して、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、「国際水準」以上</p>

【シート No.40】

	<p>の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産現場における労力軽減、農薬・肥料の抑制や有機農業の拡大を図るため、高い生産性と両立した持続的生産体系への転換に向けた取組を推進。 ・スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を推進。 ・従来の農薬を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を促進。 ・持続可能性に配慮した輸入原材料に係る国際認証の基準や今後の動き、我が国食品業界の取組の実態や課題等について調査・分析を実施。 ・食品製造の現場において先端技術のモデル実証を行うとともに、その成果を広く情報発信して横展開を図ることで、食品製造業の労働生産性向上を推進。 ・エリートツリー等の開発・普及による再生林の推進など、林業イノベーション等による森林吸収の向上及び木材利用拡大による炭素貯蔵・CO₂排出削減効果の最大化を推進。 ・資源調査・評価の充実・精度向上や漁獲情報の収集体制の拡充・整備。 ・TAC、IQ等の数量管理の推進。 ・養殖魚種の人工種苗生産技術の開発、普及。 ・各分野の目標達成に向け、革新的な技術・生産体系が順次開発されるよう、スマート技術や新品種等の開発のほか、産学官の連携による研究開発を推進。 <p>【再生可能エネルギーの地産地消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、農山漁村の活力向上や農林漁業の発展に資する形で再生可能エネルギーの導入拡大を推進。 <p>【国連食料システムサミット等での発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年7月のプレサミット及び9月に開催予定の国連食料システムサミット等における発信。
府省庁名	農林水産省、経済産業省、環境省

【シート No.41】

具体的施策 〈展開する施策〉	12③農山漁村における多様な人材や主体を活用したイノベーションの 推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【スマート農林水産業、農林水産業支援サービス事業、フードテック等の取組に係る投資を促進するための法制度を整備】</p> <p>【農山漁村発イノベーションに取り組む事業者に対する投資を促進するための法制度を整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の農業法人に加えて、スマート農林水産業、フードテック等のフードバリューチェーンに携わる事業者全てを投資対象に追加する改正投資円滑化法が成立（2021年4月）。 ・ 融資面から農林水産業支援サービスを支援するため、株式会社日本政策金融公庫における農商工連携の枠組を活用した融資制度を拡充（2021年4月）。 <p>【起業者等がビジネスプランを磨き上げるプラットフォームの運営など、多様な人材が新たな事業に取り組む環境を整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業者と起業支援者が交流するビジネスコンテストをオンラインで開催（2021年2月。6件を選賞）するとともに、地域の課題解決に意欲のある起業者と地域のマッチングプログラムを実施（16の起業者と5地域をマッチング）。これに加えて起業促進プロジェクト「INACOME」のプラットフォーム会員登録を推進（2021年5月時点の会員数：約1,400名）。 <p>【都会等からの人材のマッチングを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口が急減している地域において、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、都会等からの人材のマッチングを推進。2020年度は全国5市町村に対して特定地域づくり事業推進交付金を交付決定。 <p>【地域づくりを担う地方自治体職員等の人材を育成する研修、「農山漁村地域づくりホットライン」の開設、府省横断の地域づくり支援施策集の作成等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりを担う地方自治体職員等の人材を育成するため、「農村プロデューサー養成講座」を開始（2021年5月）。 ・ 「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（2020年12月）し、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を支援。 ・ 関係府省と連携し、府省横断の地域づくり支援施策集を作成し、HP上で公表（2020年12月）。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正投資円滑化法に基づく投資主体となる民間金融機関等の参画を推進し、スマート農林水産業、農林水産業支援サービス事業、フードテック、農山漁村発イノベーション等の取組に対する資金供給を促進。 ・ 新たな日本版SBI R制度を活用し、サービス事業者の創出や新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップを推進。 ・ 新たな農業支援サービス事業の育成・普及を加速化させるため、新規事業立上げ当初のニーズ確保や人材育成に要する取組を推進。 ・ 農山漁村で新たな事業を起こししやすい環境を創出しつつ「農山漁村

【シート No.41】

	<p>発イノベーション」の取組を推進し、農山漁村の活性化を図る。 また、表彰事業「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」において、過去表彰された地域の課題を洗い出した上で、起業者とのマッチングプログラムを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特定地域づくり事業協同組合制度を周知するとともに、都会等からの人材のマッチングを推進。 ・農村地域における農業農村インフラの省力化・高度化を実現するとともに、スマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備を総務省とも連携しつつ推進。 ・農村地域における通信環境の整備に当たって必要となる調査、整備の手法等をまとめたガイドラインを策定（2021年度中）。 ・「農村プロデューサー養成講座」を引き続き実施するとともに、その内容等の充実を図る。 ・農山漁村地域づくりホットラインについて、引き続き農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等からの相談を受け付け、農林水産省の所掌に限らず他府省の施策も含め、地域活性化に関する幅広い支援策を紹介し、地域づくりに関する取組を推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、厚生労働省、経済産業省

【シート No.42】

具体的施策 〈展開する施策〉	12④農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの 推進
関連する目標	「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築し、農林水産省所管の行政手続（補助金等の申請を含む）について、2022年度までにオンライン化率100%を、2025年度までにオンライン利用率60%を目指す。
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化率 16%（499手続（目標：約3,100手続（2022年度））） ・オンライン利用率 0.3%（15,436件（2020年度）（総手続件数約450万件））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が所管する行政手続について、オンラインによる申請等を受け付けるeMAFFの整備を進めており、2020年度中に、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策の交付申請をはじめ、499手続をオンライン化（2021年4月1日時点）。 ・eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るため、「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発を開始（2021年4月～）。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度からは、eMAFFの基盤を強化しつつ、他の行政手続についても、申請に係る書類や申請項目等の抜本見直しを行い、オンライン化の取組を進める（2022年度までにオンライン化率100%、2025年度までにオンライン利用率60%を目指す）。 ・eMAFF地図について、現場の農地情報の紐づけ手法の開発等を進める（2022年度からの運用開始を目指す）。
府省庁名	農林水産省

(参考) 農業所得、農村地域の関連所得の推移

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	平成37年 (2025)
農業所得 [暦年]	2.9兆円 (100)	2.8兆円 (96)	3.3兆円 (118)	3.8兆円 (128)	3.8兆円 (128)	3.5兆円 (119)	3.3兆円 (113)	3.5兆円
農村地域の関連所得 [年度]	1.2兆円 (100)	1.3兆円 (108)	1.5兆円 (125)	1.8兆円 (150)	2.0兆円 (167)	2.1兆円 (175)	—	4.5兆円

注：()内は平成25年度を100としたときの値。

【出典】農業所得：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、農村地域の関連所得：農林水産省食料産業局調べ。